日 調 連 発 第 ３ ３ 号
令 和 ２ 年 ４ 月 １ ５ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

出勤者７割削減を実施するための要請について（お願い）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり要請がありましたので、貴会におかれては、別添の文書に記載されている①から④の取組について対応いただきますようお願いします。

なお、本要請については、森法務大臣から当職に直接電話によっても受けておりますので、本要請が重大であることを斟酌いただき、適切な対応をお願いします。

併せて、令和２年４月 10 日付け日調連発第 31 号をもって各土地家屋調査士会長に依頼している新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として指定された区域内に所在する法務局及び地方法務局に対する登記の申請や登記事項証明書の請求等を当分の間、可能限りオンライン又は郵送による方法により行うことについて、改めて協力を依頼されましたので、会員への周知徹底をお願いします。

事　　務　　連　　絡
令和２年４月１４日

日本司法書士会連合会　御中
日本土地家屋調査士会連合会　御中

法務省民事局民事第二課

出勤者７割削減を実現するための要請について

本月７日付で，改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条第１項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において，「接触機会の提言に徹底的に取り組めば，事態を収束に向かわれることが可能であり，以下の対策を進めることにより，最低７割，極力８割程度の接触機会の低減を目指す」こととされています。

これに関して，第28回新型コロナウイルス感染症対策本部（４月１１日）における総理発言も踏まえ，貴連合会におかれては，緊急事態宣言の対象区域内の所管の事業者等に対して，基本的対処方針及び厚生労働省ホームページ等を参考に，下記の取組の要請をお願いいたします。

記

①　オフィスでの仕事は，原則として自宅で行えるようにする。
②　どうしても出勤が必要な場合も，ローテーションを組むことなどによって，出勤者の数を最低７～８割は減らす。
③　出勤する者については，時差通勤を行い，社内でも人の距離を十分にとる。
④　取引先等の関係者に対しても，出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し，理解・協力を求める。

〔参考〕
◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年４月11日変更）
https://corona.go.jp/
◎ 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部 総理発言
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/11corona.html